

1. 本事業の目的

那覇港輸送効率化支援事業(以下、「本事業」という。)は、那覇港を利用する国際コンテナ貨物の効率的な輸送パターンへのシフトを支援することにより、那覇港における国際コンテナ貨物の増大と那覇港を利用する輸送の効率化を促進することを目的としております。

2. 支援内容

項目	内容
対象経費	海上輸送費、陸上輸送費、保管費等 ※保管費用については、輸送過程で生じる一時保管等が対象
支援対象額	シフト後の新たな輸送ルートにおける海上輸送費、陸上輸送費、保管費用等の合計額のうち 50%
最大支援額	100万円
対象貨物	コンテナ単位

3. 用語の定義

本事業において用いられる下記用語は以下に定める意味となります。

- (1) 「1事業」とは、1輸送ルートのこと。
- (2) 「コンテナ」とは、20ft または 40ft コンテナのこと。(リーファーコンテナ含む)
- (3) 「従前ルート」とは、本事業申請時点から原則過去6ヶ月以内に輸送されたルートのこと。
- (4) 「国際フィーダー航路」とは、コンテナ貨物輸送において国際コンテナ戦略港湾(京浜港と阪神港)と、那覇港を結ぶ外貿コンテナの2次輸送を担う航路をいう。

4. 対象事業者

国際コンテナ貨物を輸送する荷主または物流企業

5. 支援対象の輸送パターン

以下の輸送パターンⅠ型、Ⅱ型を支援対象とします。(※「別紙1」イメージ図参照)

パターンⅠ型: 那覇港へ直接輸出入するルートへシフト

パターンⅡ型: 那覇港を中継港として国内本土港と国外港を結ぶ輸移出入ルートへシフト

6. 支援要件

- (1) 那覇港の定期航路の利用貨物であること
- (2) 下記のすべての要件を満たす事業であること。
 - ① 輸送をシフトすることにより、輸出入貨物の増大または那覇港を利用した効率的な輸送であると見込まれること
 - ② 本事業終了後も那覇港を継続的に利用し、将来的に年間25TEU以上を取り扱う見込みであること
 - ③ 事業対象期間内に輸送された貨物であること
 - ④ 釜山及び上海等で欧米航路等に積み換えされる貨物ではないこと
 - ⑤ 輸送ルートの変換前後が比較できる輸送データを提供すること
 - ⑥ 国際フィーダー航路が新規開設された場合は、その航路を利用する貨物も対象とする
 - ※利用した航路が、下記のいずれかに該当する場合は対象外とする。
 - ・新規開設等をした日(那覇港への最初の寄港日をいう。)から1年以内に定期航路を取りやめたもの
 - ・定期航路をいったん取りやめたのち再開する場合、単に寄港地を変更又は追加する場合など、那覇港への寄港回数の増加がないもの
 - ・対象期間の始期において、過去に不定期航路として運航実績がある航路と同一とみなされるもの
 - ・内貿貨物(国際フィーダー貨物ではない)のみを取り扱うもの
 - ・荷主等による一時的な貨物需要に対応するための臨時運航にあたるもの
- (3) 本事業における効果検証及び結果活用への協力に同意すること。

以下の内容を予定。

 - ① 本事業実施にかかるヒアリング及びアンケート調査に協力すること
 - ② 本事業のPR資料への活用に同意すること
 - ③ 本事業期間終了後も本事業に係る軽微な調査へ協力すること

※資料作成に際しては、企業名等は秘匿とし、本事業で収集された情報は本事業の趣旨以外の目的では使用しません。

7. 本事業の構成

- (1) 本事業の基本的な考え方
 - ① 本事業に応募する荷主または物流企業(以下、「応募事業者」という。)は、希望する支援について、那覇港管理組合へ一括して申請書類等を提出し、那覇港管理組合の確認を受けるものとします。
 - ② 応募事業者から提出された申請書類を基に、那覇港管理組合は応募事業者との協議の上で、具体的な支援内容と額を決定致します。ただし、交付額については、予算の範囲内で決定・交付します。

(2) 1事業の最大支援期間

原則、当該年度限り参加可能となります。本事業で過去に支援を受けた同一事業による再参加は認められません。

また、補助金の支払いは、各年度で実績精算した額が確定補助金額となります。

8. 本事業における留意事項

- (1) 支援額については、「2. 支援内容」によらず、事務局側の予算の範囲内で決定する場合があります。
- (2) 国、都道府県、市町村等の各自治体及び那覇国際コンテナターミナル(株)が実施する支援事業との重複は原則認められませんが、条件によって対象となる場合もありますので、別途ご相談ください。
- (3) 応募の輸送ルートとの組み合わせ等については、下記のとおりとします。
 - ①同一の補助事業者が複数の事業(輸送ルート)を申請することについても支援の対象となります。
 - ②同種の輸送パターンであっても、最初仕出港または最終仕向港が異なる場合は別事業として支援の対象となります。ただし、それぞれの仕出または仕向港と近接する場合等は、別事業として認められない場合もありますので、別途ご相談ください。
- (4) 対象経費の確認については、下記のとおりとします。
 - ①対象経費については、輸送シフト後の BL 等の補助事業者が実際に支払ったことが確認できた分が対象となります。
(※シフト前の従前輸送の根拠資料等は必要ありませんが、要した費用等の数字はご提示をお願いします。)
(※貿易条件により対象となる範囲が異なる場合があります。)
 - ②陸上輸送費については、那覇港及び本土港湾のターミナル内と港湾周辺の保管場所間の陸上輸送費が対象となります。
 - ③保管費用については、交付決定通知を受けた補助事業者の保管費用が対象となります。(他企業に販売及び所有権移転後の費用、自社倉庫利用時の費用は対象外となります。)また、事業期間内の保管費用が対象となります。
- (5) 従前輸送の無い新規輸送ルート(新規の輸出入貨物)については原則対象外となりますが、条件によって対象となる場合もありますので別途ご相談ください。
- (6) 本要項によらない事項等については、別途調整により決定させていただきます。

9. 令和8年度の事業期間

(1)公募期間

公募開始日から令和8年12月28日までを予定

(2)輸送の実施期間

補助金交付決定通知日から令和9年1月29日までを予定

10. 実施スケジュール(流れ)

項目	時期	備考
(1)事業への応募期間	公募開始日～令和8年12月28日 まで	随時受け付けしておりますが、予算の上限に達した場合等は、予告なしに募集を終了することがあります。
(2)輸送の実施期間	補助金交付決定通知日から～令和9年1月29日まで	
(3)補助金実績報告 (領収書等要提出)	令和9年3月19日まで	
(4)補助金額決定通知	令和9年3月中旬までを予定	
(5)補助金の支払い	令和9年3月末までを予定	実績精査に時間を要する場合は、支払いが遅れる場合があります。

11. 応募手続き等

(1) 応募書類等の提出

持参又はメールにより提出してください。

(2) 提出書類と必要部数等

以下の様式を一連にして、2セット(原本1セット、コピー1セット)作成し、提出してください(コピーは片面でお願いします)。

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)【押印不要】
- ② 上記第1号様式の別紙1~2
 - ・事業実施計画書(別紙1)
 - ・補助事業に要する経費の配分(別紙2)
- ③ 上記第1号様式の添付書類
 - ・会社概要(別紙3)
- ④ 那覇港輸送効率化支援事業に関する同意書
- ⑤ 委任状 (※申請荷主に代わり物流事業者等が一連の手続きを行う場合に提出)
- ⑥ 債権者登録申請書【要押印】 ※那覇港管理組合に登録歴が無い場合のみ提出

12. 事業期間中の提出書類(参考)

事業開始後は、以下の対応をお願いすることになります。

【事業実施時】

アンケート、ヒアリング調査へご協力をお願いします。

【事業終了後】

実績報告書及び関連書類(別添:補助金様式集参照)、その他、必要に応じて「那覇港輸送効率化支援事業補助金交付要綱」に基づき、確認に必要な書類等の提出をお願いします。

13. お問い合わせ先

那覇港管理組合 みなと振興課 企画・物流班

〒900-0035 那覇市通堂町2番地1号

電話番号:098-868-2582 FAX 番号:098-862-4233

《輸送パターンのイメージ図》

